明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | |
|---|---|
| 条第一項 | あるときは、前二条の規定に準じて、これを |
| | あるときは、遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する |
| | あるときは、配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる |

に、「第八十二条第四項　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　の障害の程度が減退した　請求　減退し、又は増進した後における障害の程度　旧適用法人施行日前期間　請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として財務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　障害の程度　旧適用法人施行日前期間　第八十四条第一項　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　の障害の程度が減退した　請求　減退し、又は増進した後における障害の程度　旧適用法人施行日前期間　請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として財務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　障害の程度　旧適用法人施行日前期間　第八十二条第四項　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　の障害の程度が減退した　請求　減退し、又は増進した後における障害の程度　旧適用法人施行日前期間　請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として財務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　障害の程度　旧適用法人施行日前期間」を「第百十三条第五項　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　第百十五条第一項　五十円　五十銭　百円　一円」に、「第十条第三項及び第四項並びに第十一条から第十四条第一項まで　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　第十条第三項及び第四項並びに第十一条から第十三条まで　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　第十三条の二第一項　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　それぞれ加えた額　それぞれ加えた額　旧適用法人施行日前期間　旧適用法人施行日前期間」を「第十三条の三第一項　から控除前障害共済年金額　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　第十三条の四第一項　から控除前遺族共済年金額　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　第十四条第一項　組合員期間　旧適用法人施行日前期間」に改め、同表改正後国共済施行法の項中「改正後国共済施行法」を「平成二十四年一元化法改正前施行法」に、「第十条第三項及び第四項並びに第十一条から第十四条第一項まで　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　第十条第三項及び第四項並びに第十一条から第十三条まで　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　第十三条の二第一項　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　それぞれ加えた額　それぞれ加えた額　旧適用法人施行日前期間　旧適用法人施行日前期間」を「第十三条の三第一項　から控除前障害共済年金額　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　第十三条の四第一項　から控除前遺族共済年金額　組合員期間　旧適用法人施行日前期間　第十四条第一項　組合員期間　旧適用法人施行日前期間」に改め、同表昭和六十年国共済改正法の項中「昭和六十年国共済改正法」

| | |
|---|---|
| | 定う。）から新法に定する加給年金額を除いた額 |
| から控除前障害共済年金額 | から控除前障害共済組合法に規定する加給年金額を除いた額 |
| 組合員期間 | 旧適用法人施 |
| から控除前遺族共済年金額 | から控除前遺族共済組合法により国民年金法に規定する遺族基礎年金の額に相当する金額を乗じて得た金額（当該得た金額が支給される場合には、当該加給年金額に相当する金額を除いた額とする。） |
| 組合員期間 | 旧適用法人施 |
| 組合員期間 | 旧適用法人施 |

を「前期間　行日前期間　た額とし、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第八十号）附則第三十二条第一項に規定によりなお存続する日本鉄道共済組合（次条第一項において「組合」という。）の第十三条の四第一項に規定する場合に支給される遺族共済年金額に相当する額　害共済年金額（日本鉄道共済組合法第十三条第一項に規定する加給年金額が支給される場合には、当該加給年金額に相当する額とする。）　行日前期間　族共済年金額（日本鉄道共済組合法第九十条の規定により新法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する金額を乗じて得た金額が支給される場合には、当該得た金額に相当する金額を除いた額とする。）　行日前期間　行日前期間」